

あいりん地域まちづくり検討会議における提案

本会議は、平成 26 年 9 月 22 日から 12 月 1 日まで、計 6 回にわたり開催した。町会長や支援団体、労働団体など、地域に関する 36 名の委員が集まり、あいりん地域にある萩之茶屋小学校の講堂で毎回 2 時間以上にわたって多様な意見を出し合うことができた。同時に傍聴者として会場に集まった方々からも、委員同様にワークショップを行なながら意見を聴取するとともに、市営住宅の住民、シェルター利用者等も個別に会合を開き、聞き取りを行ってきた。

この会議に参加されていない方々からもこうして広く地域の意見を集め、多様な意見のとりまとめ、整理を行ったものが本提案である。大阪市長、大阪府知事におかれでは、この提案の意見を最大限尊重し、今後の方針決定を行うことを要望するものである。

会議では会議そのものの位置づけや手法、実現可能性について紛糾する場面や、急ぐべきテーマと時間をかけるべきテーマの整理など、各々の思いが交錯しながら、極めて多様な意見が出された。それだけ本テーマは、この地域にとって重要なテーマでありながら、ある種放置されてきたがゆえに課題が複雑に絡まっている状態でもあった。

議論そのものは、なるべく小さな声も含めて拾い上げるために、少人数のグループに複数分かれてのワークショップ方式で行い、会場の意見も含めてリスト化し、意見の集約化を図った。しかしながら、すべての意見を集約・整理するまでには至っておらず、多くの矛盾を抱えていることも確かである。また、今回は、あいりん総合センターを中心に議論したもの、これを契機にまちづくり全体として取り組むべきテーマも数多く示された。

会議については、第 6 回までの議論は、いわば「一段ロケット」であり、大きな方針を決めるまでの第一段階の議論と位置づけられる。今後、この大きな方針のもとに、個別・具体的な議論を引き続き行うべきという点は、委員の多くが一致した。

また、これまで会議に寄せられた多くの意見については、今後、各テーマ別に詳細を検討する「新たな検討の場」等に確実に申し送るとともに、西成特区の諸施策にも生かせるように検討を行うべきである。

この会議で得られた意見については、大阪市だけでは完結することができないものもあり、国・府等の行政関係部署が入った上で、具体案を検討することが不可欠である。

したがって、国・府・市の関係部署は、それぞれのテーマ別に早急に「新たな検討の場」を立ち上げ、検討テーマに応じた本委員会メンバーをはじめとする地域関係者等と十分に協議して、具体的な方針、計画を決定していく必要がある。

その際、新たなまちづくりや地域活性化の議論を行うにあたっては、労働者、野宿生活者をはじめ地域社会を構成する誰もが「排除」されないよう、地域特性と調和のとれた方針になるように、十分に注意を行うことが重要である。同時に、区民への積極的な周知にも配慮すること。

なお、今後、全ての具体案の策定にあたっては、「あいりん地域のまちづくり検討会議」で行われた全ての議論・意見（添付資料）を熟読し、十分に配慮することを求める。

また、「あいりん地域のまちづくり検討会議」は、市長から一定の方向性が公表された後も存続することとし、一定期間ごとに、「新たな検討の場」における議論の進捗状況や経過などの報告を受け、この会議が打ち出した方針に沿って計画が進んでいるかどうかをチェックし、具体案に対して地域の意見を述べる場として活用することを求める。

■ 市営住宅・住まい・まちに関することについて

- ① 第一住宅については、緊急を要する耐震問題に対する不安から、第一住宅入居者の多くが、萩之茶屋小学校への移転建替えを希望しており、当会議においても委員の多くがこれに賛同している。今後も地域で充分議論しながら、居住者の不安を解消するためにも、早急に建替えを具体化して実施すべきである。
- ② 第二住宅についても、居住者の理解が得られれば、まちづくりの観点から第一住宅とともに、萩之茶屋小学校への移転・建替えを検討すること。
- ③ 居住者の高齢化や単身世帯化に配慮し、建替えに伴って従前の生活が破たんしないよう、住宅というハード的側面だけでなく、介護サービスなどの福祉的機能や見守り機能の充実、緊急時の対応、従前コミュニティのつながりや子育て環境との融合、店舗機能への配慮など、行政の各担当部局をつないだ多様な視点から、まちづくりに位置づく住宅計画を策定すること。（同時に、家賃をはじめ転居や移転に伴う費用負担も明確化すること）
- ④ 現在の居住者がみんなで移転できるよう配慮すること。ただし、移転・建替えまで、耐震強度に不安があることから、すぐにでも移りたい住民に対しては、地域外の市営住宅に移転できるよう検討すること。
- ⑤ 現在の入居住戸数に加えて、子育て世帯・ファミリーなど多様な世帯向けの住宅を組み込むこと（困窮世帯と中堅所得世帯の共存も要検討のこと）。
- ⑥ これまでの画一的な公営住宅供給事業でなく、まちづくりの観点から多様なライフスタイルを組み込み、福祉・医療などを考慮した住まいや子育て世帯向け住宅など、今後の地域特性に応じた住宅計画を検討すること。
- ⑦ 計画策定の際には、現在の居住者をはじめとする地域住民が、主体的にアイデアを出ししながら、これからまちの姿をみすえた議論を進めながら住宅を作っていく「当事者参画型」の計画を取り入れること。
- ⑧ 住宅の建替えを契機に、だれもが排除されない、安全で安心して暮らし、働くことのできる魅力的なまちづくりを推進するために、国・府・市も参画した一体的な取組みのなかで、ハード整備に留まらず、地域課題を解決するソフトの仕組みも含めた総合的なまちづくりを推進すること。

【補足説明およびその他の意見】

- ・市営住宅について、あいりん総合センター上部に位置する第一住宅は、耐震性を満たしておらず、早急に耐震化を行う必要がある。また、第二住宅については、まちづくりの観点からは、住民の方々の理解を前提として、移転建替えを検討していく必要がある。
- ・また、建替え後の住宅については、現在の入居者だけではなく、子育て世帯等の呼び込みを行うため、様々な形態の住居を検討すべきとの意見が寄せられた。
- ・今後、どのような新住宅を建設するかについては、担当部局を中心に関連部局が連携し、検討を行った上で、入居者や地域関係者と協議して具体案化するための会議を立ち上げ、実施すべきである。

■ 萩之茶屋小学校の活用について

- ① 萩之茶屋小学校の活用に関しては、なるべく既存校舎や運動場を活かした、「防災・防犯・こども・地域・住まい」の諸機能が効果的につながる活用が望ましい。
- ② 「萩の森」は、地域に数少ない緑の拠点であることから、プレイパークなど子どもの遊び場を確保するとともに多様な人々との交流が生まれる地域の重要な拠点となるような活用を求める。
- ③ 住宅のみで完結させず、時間をかけて、周辺を含めたまちづくりにつながる拠点機能（地域交流・子育て・子育ち・教育・福祉・医療・防災など）について充分議論する機会を創出すること。
- ④ 萩之茶屋小学校の活用に関して、医療機能は住宅との親和性はあるが、労働系の施設は移転すべきではないとの意見で一致した。
- ⑤ 萩之茶屋小学校への住宅移転については、利活用に関わる全体計画との整合性に十分配慮すべきとの意見や、地域等地元の意向を十分尊重する検討が必要である。

【補足説明およびその他の意見】

- ・大阪市立萩之茶屋小学校は、平成 26 年度をもって統合され、廃校になることが決定しているが、地域における防災拠点などになっていることに加え、萩之茶屋小学校北東側には、「萩の森」と呼ばれる緑のスペースが存在しており、この部分について、地域住民や地域関係者が公園や防災のために利用できるようにすべきという意見が多かった。
- ・施設等の管理・運営に関しては、行政・地域が連携しながらも、責任を持った持続可能な体制構築が必要であるとの意見もあった。

■ 社会医療センターについて

- ① 総合的な医療や地域医療の充実を目指しながらも、地域内の病院として必要な機能、規模、移転場所に関しては、担当部局で検討を行った上で、地域関係者と協議して具体案化する会議を立ち上げ、実施すべきである。
- ② 安心して受診できる無料低額診療機能、結核や精神障がい（アルコールや薬物依存）治療をはじめ、地域の中で暮らしながら治療でき、複合・合併した疾患をもつ患者にも複合治療ができる、多様な診療科をもった医療連携等を充実させる必要がある。
- ③ 子育てファミリー世帯の居住をすすめるため、小児科も検討すべきである。
- ④ 地域住民、子どもやファミリー層、女性、労働者、結核患者、精神疾患を抱えている人など、様々な立場にある一人一人の尊厳や命、状況に丁寧に対応できる地域連携や行政連携を図り、具体的な体制づくりを推進すること。
- ⑤ 入院病床（結核病床を含む）も一定規模必要であり、一時入院のシステムや入院後に地域に戻って生活できるようなアフター・ケアのシステムなど、治療、入院、退院後の地域生活、それを具体的にしていくような機能を検討すること。
- ⑥ 地域ニーズをかんがみ、持続的な運営ができるようにすべきである。

■ 労働福祉センター・職安について

- ① あいりん労働福祉センター（西成労働福祉センター・あいりん職安・寄り場）の利用上の特徴（利用時間・車の利用など）から現在の位置（萩之茶屋第二住宅も含む）が最も現実的な場所である。
- ② 現在と将来を見据え、労働市場や雇用システムなど「社会変化」を受け止めつつも、なし崩し的に機能縮小しない弾力的な計画にすべきである（事業プロセスを考慮した暫定的・段階的な利用方法や多機能化も検討すべき）。
- ③ 労働関係施設計画の具体的な検討の際には、国・府が主体的に責任を持って検討作業を行うとともに、住民協議の場で一緒に考える場を設定すべきである。
- ④ 事業が進められる際には、既存の労働市場の職業斡旋数や、あいりん総合センターを「居場所」としている人々の生活に支障が無いようにすること。
- ⑤ このまちにとって「居場所」が重要であるという意見が多いことから、この「居場所」のあり方に対する議論を深めながら、あいりん総合センターだけではなく、広く地域内に点在・連携させていくまちづくりを推進すべきである。
- ⑥ 市は府、国に働きかけて雇用の創出と確保を行うべきであり、あいりん職安は仕事の紹介を行うようにすべきである。

【補足説明およびその他の意見】

- ・労働関係施設については、新今宮駅前エリアの賑わい・地域活性化も図りながら、第二住宅を含むあいりん総合センターが現在ある場所の中で、建替えや耐震化など対策の立地として考えるという点で多くの委員の意見が一致した。
- ・一方、労働関係施設を今ある場所以外に移転すべきとの意見や、社会情勢の変化に応じて段階的に多機能化を図っていくことができるようにしておくことが必要であるとの意見もあった。

■ 駅前エリアの検討について

- ① まちの将来像を共有する機会を創出するなかで、駅前エリアの賑わい・地域活性化検討の際には、第二住宅を含むあいりん総合センターが現在ある場所だけではなく、駅を中心に幅広い視野を持ちながら、多様な主体を巻き込んだ地域貢献型のまちづくりを進めること。
- ② スラムクリアランス型の再開発にならないよう注視し、駅周辺とまちをつなぐ地域特性に調和した計画にすること。
- ③ 現在のまちの課題解決に向けた対策も重要であり、とくにあいりん総合センター及び周辺地域に駐車している車両への対応や薬物対策等については、重点事項として検討し、国、府、警察、そして市が連携しながら地域と協働したまちづくりを具体化していくこと。
- ④ 今後の労働のありかたを議論し「働く」イメージを編み出しながら、新たな「働く人」を呼び込む「広場機能」と「(大小ビジネス) オフィス機能」、「海外からの観光」の視点など、人材流入・生産性を上げる機能の創出も検討すること。
- ⑤ 地域活性化にあたっては、だれもが「排除」されず、安心して暮らし、働くことができるまちづくりの推進を主眼に置いて検証すること。
- ⑥ 第二住宅を含むあいりん総合センターの場所については、労働関係施設のあり方と駅前エリアの賑わい・地域活性化という2つの命題について、両者から様々なニーズが存在し、場合によっては相反する意見が出された部分もあり、今後とも詳細な検討が必要である。